令和７年８月の大雨による被災者の方に対する自動車税環境性能割の減免等について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山　口　県

大雨により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

　この度の大雨により被災された自動車の所有者（ローンなどで売主が所有権を留保しているときは使用者）が、被災した日から６か月以内に被災した自動車を処分し、代替自動車を取得された場合、当該代替自動車に対して課税する自動車税環境性能割の減免を受けられる場合があります。

１　減免要件

　　被災した日から６か月※以内に、

　　①　被災自動車を抹消登録又は移転登録（名義変更）していること。

　　②　代替自動車を取得（登録が完了）していること。

　　③　被災自動車と代替自動車の名義が同一であること。

※被災自動車を６か月以内に抹消登録・移転登録ができない場合や、代替自動車の納車が遅れ６か月以内に登録が完了できないなどの事情がある場合は、県税事務所までご相談ください。

２　申請期限

　　代替自動車を取得した日から１か月以内

３　減免額

　　被災した自動車の被災前の価格（※１）に税率（※２）を乗じて得た額に相当する税額が減免されます。

※１　被災前の価格とは

　　　被災した自動車の被災直前における自動車税環境性能割の課税標準額をいいます。

　　　この価格は自動車検査証（車検証）に記載してある事項を基に算出しますので、山口県税事務所自動車税課にお尋ねください。

※２　税率とは

　　　代替自動車登録時の税率をいいます。

４　申請に必要な書類

|  |  |
| --- | --- |
| 必　要　書　類　等 | 備　　　　　考 |
| 県税減免申請書 | 用紙は県税事務所にあります。※山口県税務課ウェブサイトによりダウンロードもできます。 |
| 被災した自動車の自動車検査証（車検証）の写し | 被災前の価格を算定する際に必要となります。 |
| 被災した自動車の抹消又は移転登録を証明する書類 | 代替自動車を取得したことを判断する際に必要となります。 |
| 減免を必要とする理由を証明する書類 | 行政機関などが発行する自動車の「り災証明書」等（写しでも可） |
| 代替自動車の自動車検査証（車検証）の写し | 代替自動車を取得したことを判断する際に必要となります。 |

５　申請及び問い合わせ先

代替自動車の自動車検査証(車検証)に記載された住所地を所管する県税事務所に詳細をお問い合わせの上、減免申請の手続きを行ってください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 県税事務所名 | 所　在　地 | 電 話 番 号 |
| 岩国県税事務所 | 〒740-8516　岩国市三笠町1-1-1（岩国総合庁舎） | 0827-29-1502 |
| 柳井県税事務所 | 〒742-0031　柳井市南町3-9-3（柳井総合庁舎） | 0820-23-2121 |
| 周南県税事務所 | 〒745-0004　周南市毛利町2-38（周南総合庁舎） | 0834-33-6414 |
| 山口県税事務所 | 〒753-0064　山口市神田町6-10（山口総合庁舎） | 083-925-3111 |
| 　　自動車税課 | 〒753-0821　山口市葵1-5-58（自動車会館） | 083-922-7691 |
| 宇部県税事務所 | 〒755-0033　宇部市琴芝町1-1-50（宇部総合庁舎） | 0836-21-2111 |
| 下関県税事務所 | 〒751-0823　下関市貴船町3-2-1（下関総合庁舎） | 083-223-7193 |
| 萩県税事務所 | 〒758-0041　萩市江向川添沖田531-1（萩総合庁舎） | 0838-25-9873 |

６　その他

（１）抹消登録について

被災され使用できなくなった自動車について、すぐに抹消登録することが困難な場合は、最寄りの県税事務所までご相談ください。

（２）資金の借入れ等のための納税証明書の交付申請について

　　　災害により財産の被害を受けられた場合で、市町長の発行するり災証明書を提示すれば、その復旧等に必要な資金の借入れ等のために使用する納税証明書の交付手数料は無料となります。